

やまぐち生物多様性センター設置要綱

(設置)

第1条 生物多様性地域連携促進法（平成22年法律第72号）第13条に基づき、生物多様性保全に関する連携・協力の斡旋、必要な情報の提供や助言などを行うため、自然保護課内に「やまぐち生物多様性センター」（以下「生物多様性センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 生物多様性センターは、次の業務を行う。

- (1) 生物多様性に関する情報の収集、提供、地域や民間に対する連携の斡旋
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他生物多様性の保全を推進するために必要と認められる業務

(職員)

第3条 生物多様性センター長は、自然保護課長をもって充てる。

- 2 センター職員は、センター長が指名する自然保護課職員とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、生物多様性センターの運営等に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。